

## 令和3年度実地指導の実施結果について

**実施時期** 令和3年10月7日から令和4年1月12日までの期間で実施

### 実施対象サービス

訪問介護相当サービス（生活支援サービスを含む）

生きがい型デイサービス（通所型サービスCを含む）

地域密着型通所介護（通所介護相当サービス・生きがい型デイサービスを含む）

（介護予防）認知症対応型通所介護

（介護予防）認知症対応型共同生活介護

### サービス別の実施状況等

サービス区分	実施件数	要改善報告 対象事業所数	要改善 報告件数	要報酬返還 事業所数	監査 移行数
訪問介護相当サービス	7	2	4	0	0
生活支援サービス	7	2	4	0	0
生きがい型デイサービス	5	3	3	0	0
通所型サービスC	1	0	0	0	0
地域密着型通所介護	3	2	3	1	0
通所介護相当サービス	3	2	3	0	0
（介護予防）認知症対応型 通所介護	3	1	1	0	0
（介護予防）認知症対応型 共同生活介護	9	4	8	1	0
合計	38	16	26	2	0

※実施件数の合計は実地指導を実施した事業所数と一致しない。

## 令和3年度指導項目（文書指摘）の内訳

※指導項目の詳細は、

「別紙 令和3年度介護サービス事業者等に対する指導事例（文書指摘）」参照

### 【訪問型サービス】

- ① 介護報酬（1件）・・・初回加算（1件）
- ② 苦情処理（1件）
- ③ 第1号訪問介護サービスの具体的取扱方針（2件）

### 【通所型サービス】

- ① 介護報酬（1件）・・・運動器機能向上加算（1件）
- ② 第1号通所介護計画の作成（未作成、未交付）（2件）
- ③ 生活相談員（不在）（2件）

### 【地域密着型通所介護】

- ① 介護報酬（1件）・・・個別機能訓練加算（1件）
- ② 生活相談員（不在）（2件）

### 【（介護予防）認知症対応型通所介護】

- ① 認知症対応型通所介護計画の作成（未交付）（1件）

### 【（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

- ① 介護報酬（7件）
  - ・・・栄養管理体制加算（1件）
  - ・・・身体拘束廃止未実施減算（2件）
  - ・・・看取り介護加算（1件）
  - ・・・認知症専門ケア加算（1件）
  - ・・・人員基準（1件）
  - ・・・サービス提供体制強化加算（1件）
- ② 勤務体制の確保等（人員基準）（1件）
- ③ 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針（身体拘束）（2件）

## 令和3年度指導項目におけるポイント

### 【訪問型サービス】

○第1号訪問介護サービスの具体的取扱方針について（基準第39条第9号～11号）

＜抜粋＞

→サービス提供責任者は、少なくとも1月に1回は、計画に係る利用者の状態及びサービス提供状況等について指定介護予防支援事業者へ報告するとともに、計画に記載したサービス提供期間が終了するまでに少なくとも1回は、当該介護予防計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うものとする。

- ・サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

**Point** 報告をしたことがわかるように保管してください。  
計画内容に関する利用者の状態も報告してください。

### 【通所型サービス】

○通所介護計画について

→通所介護事業所の管理者は、介護計画を作成した際には、介護計画を利用者に交付しなければならない。

**Point** 交付したことの確認ができるよう保管をしてください。

○生活相談員について

→出勤簿は従業員の配置基準を確認する上でも重要な根拠書類となるため、適正な運用、管理を行ってください。

### 【通所介護相当サービス】

○介護報酬

→運動器機能向上加算の取り扱いについて（老認発0319第3号 第2の3(3)③）＜抜粋＞

- ・ア 利用者ごとにサービス実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握。
- ・イ 理学療法士等が、おおむね3月程度で達成可能な目標（「長期目標」）及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標（「短期目

標J)を設定。長期目標及び短期目標については、介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画と整合性が図れたものとする。

- ・ウ 長期目標及び短期目標を踏まえ、多職種の者が共同して、利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成。
- ・オ 短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて運動器機能向上計画の修正。
- ・カ 実施期間終了後に、利用者ごとに長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を介護予防支援事業者に報告すること。介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされる場合については、継続的に運動器機能向上サービスを提供する。

### 【地域密着型通所介護】

#### ○介護報酬

→個別機能訓練加算Ⅰ（老計発第0331005号等第23の2(11)注13①）＜抜粋＞

- ・イ 理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象。
- ・ハ 個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成する。  
目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行う。なお、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とする。
- ・ホ 個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や実施時間、訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。

また、概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者の意向を確認の上、利用者に対する個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。

**Point** 要件を全て満たすと、算定可能です。

### 【(介護予防)認知症対応型共同生活介護】

#### ○介護報酬

→身体拘束廃止未実施減算（老計発第0331005号等第2の6(2)）〈抜粋〉  
身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体拘束等が行われていた場合ではなく、身体拘束等を行う場合の記録を行っていない場合及び措置を講じていない場合に、利用者全員について所定の単位数から減算する。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

**Point** 身体拘束ゼロへの手引き ～高齢者ケアに関わるすべての人に～ P23～25  
「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」参照。

**Point** 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会と定期的な研修（年2回以上）は、それぞれ目的が異なるため、その目的に沿った内容で適切に開催してください。定期的な研修については、新規採用時に当該研修を実施することが重要です。

→栄養管理体制加算（老計発第0331005号等第2の6(13)③）〈抜粋〉  
「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」を行うにあたって、以下の事項を記録すること。

- イ 当該事業所において利用者の栄養ケアを推進するための課題
- ロ 当該事業所における目標
- ハ 具体的方策
- ニ 留意事項
- ホ その他必要と思われる事項・人員基準

**Point** 当該事業所としての課題、目標、内容が必要です。

→看取り介護加算（利用者等告示・40口）（老計発第0331005号等 第2の6(7)

⑧) <抜粋>

利用者等に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。（以下略）

**Point** 要件を全て満たすと、算定可能です。

#### ○介護報酬

→人員基準（老計発第0331005号等 第2の1通則(7)及び(8)③) <抜粋>

(7)常勤換算方法による職員数の算定方法等について

暦月ごとの職員の勤務延べ時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置された職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。（以下略）

(8)人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

(①②略)

③看護・介護職員の人員基準欠如については、

イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、

ロ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌日の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。（以下略）

→サービス提供体制加算（大臣基準告示 59口(2)） <抜粋>

59 認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

(2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

**Point** 人員基準の遵守に努め、減算が避けられない場合は、介護福祉課に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」または「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」により届出すること。

## 令和3年度指導項目（口頭指導等）抜粋

### 【共通事項】※全サービス

#### ○従業者等

- ・出勤簿は従業員の配置基準を確認する上でも重要な根拠書類となるため、適正な運用・管理を行うこと。（法人内の他事業所からの応援分も含む。）

#### ○サービス提供の記録

- ・書類の整理及び保管は、利用者に対してのサービス提供記録であり、また保険請求するための根拠となる重要な書類であるため、適切な整理及び保管に努めること。

#### ○各サービス計画

- ・介護予防サービス計画及び居宅サービス計画に沿ったサービスの提供を行う期間を記載すること。

- ・サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。また、その計画を利用者に交付すること。

⇒交付した記録を残してください。

#### ○心身の状況等の把握

- ・サービス担当者会議等通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、その記録を保存すること。

⇒計画に対して必要回数のサービス担当者会議の要点や照会、出席した記録等を適切に保管してください。

#### ○モニタリング

- ・モニタリングでは、目標の達成状況等を詳しく記載すること。
- ・適切に、介護予防支援事業者若しくは居宅介護支援事業者に報告すること。

⇒報告したことが確認できるように保管してください。

### 【訪問介護相当サービス】

#### ○サービス提供の記録

- ・サービス提供記録は、日付と曜日が暦と一致するよう正確に記載すること。



○内容及び手続の説明及び同意

- ・ 訪問介護相当サービスの費用、事業所の営業日、利用者負担額等は正確に記載し、第1号訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、正確かつ十分に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。

**【生きがい型デイサービス】**

○秘密保持等

- ・ 業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。

**【地域密着型通所介護・通所介護相当サービス】**

○地域密着型通所介護費

(1) 所要時間による区分の取扱い

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の地域密着型通所介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、地域密着型通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること（このような家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。）。また、ここでいう地域密着型通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであるが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、地域密着型通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。

**【(介護予防)認知症対応型通所介護】**

○個別機能訓練加算

- 個別機能訓練は、1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。
- ※勤務時間がわかるように出勤簿を管理すること。



○基本方針

- ・それぞれの利用者について、(介護予防)認知症対応型通所介護は認知症である利用者を対象としたサービスであることを踏まえ、利用開始に際しあらかじめ医師による認知症の診断を確認すること。

**【(介護予防)認知症対応型共同生活介護】**

○入退居

- ・入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をし、適切に管理すること。

○サービスの提供の記録

- ・入居に際して、入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載すること。

○指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針

- ・外部評価を実施していない年についても自己評価を実施すること。

○利用料等の受領

- ・費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又その家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

※通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いについて  
(平成12年3月30日老企第54号)参照。

○内容及び手続の説明及び同意

- ・サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者から同意を得ることとしているため、同意年月日について必ず記載すること。

○受給資格等の確認

- ・被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間に加え、要介護状態区分を確認すること。